

国会公契第 50 号  
国官技第 282 号  
国営管第 627 号  
国営整第 143 号  
国港総第 629 号  
国港技第 87 号  
国空予管第 856 号  
国空空技第 483 号  
国空交企第 274 号  
国北予第 62 号  
令和 4 年 2 月 18 日

|             |        |   |
|-------------|--------|---|
| 大臣官房官庁営繕部   | 各課長    | 殿 |
| 各地方整備局      | 総務部長   | 殿 |
|             | 企画部長   | 殿 |
|             | 港湾空港部長 | 殿 |
|             | 営繕部長   | 殿 |
| 北海道開発局      | 事業振興部長 | 殿 |
|             | 営繕部長   | 殿 |
| 各地方航空局      | 総務部長   | 殿 |
|             | 空港部長   | 殿 |
|             | 保安部長   | 殿 |
| 国土技術政策総合研究所 | 総務部長   | 殿 |
|             | 企画部長   | 殿 |
|             | 管理調整部長 | 殿 |
| 国土地理院       | 総務部長   | 殿 |
|             | 企画部長   | 殿 |

国土交通省

大臣官房会計課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部整備課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
航空局予算・管財室長  
航空局航空ネットワーク部空港技術課長  
航空局交通管制部交通管制企画課長  
北海道局予算課長  
( 公 印 省 略 )

「令和 4 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

「令和 4 年度設計業務委託等技術者単価について」（令和 4 年 2 月 18 日付け国官技第 276 号、国港技第 83 号、国空空技第 476 号）により、令和 4 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたところである。

また、「令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 4 年 2 月 18 日付け国不建キ第 27 号、国港技第 84 号）により、令和 4 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

## 記

### 第一 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、第二に定める建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和 45 年 12 月 10 日付け建設省厚第 50 号）第 3 各号に定める業務、「官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和 53 年 11 月 21 日付け建設省営管第 383 号）第 3 各号に定める業務並びに「契約業者取扱要領」（昭和 55 年 12 月 1 日付け港管第 3722 号）にいう測量、調査及び建設コンサルタント等をいう。以下同じ。）の受注者は、別表に掲げる規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができるものとする。

### 第二 具体的な取扱い

令和 4 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格の積算に当たって、「令和 3 年度設計業務委託等技術者単価について」（令和 3 年 2 月 19 日付け国官技第 294 号、国港技第 77 号、国空空技第 323 号）において定められた設計業務委託等技術者単価及び「令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 3 年 2 月 19 日付け国不建整第 153 号、国港技第 74 号）において定められた公共工事設計労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

$k$ ：当初契約の落札率

### 第三 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。

## 別 表

- (1)「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 26 号）別冊土木設計業務等委託契約書第 58 条
- (2)「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」（平成 8 年 2 月 29 日付け港管第 444 号）別冊設計・測量・調査等業務契約書第 59 条
- (3)「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成 10 年 10 月 1 日付け建設省厚契発第 37 号）別冊建築設計業務委託契約書第 63 条
- (4)「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」（平成 10 年 10 月 1 日付け建設省営管発第 335 号）別冊建築設計業務委託契約書第 63 条
- (5)「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成 13 年 2 月 15 日付け国官地第 3-2 号）別冊建築工事監理業務委託契約書第 50 条
- (6)「官庁営繕部所掌の建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成 13 年 2 月 15 日付け国営管第 7 号、国営技第 2 号）別冊建築工事監理業務委託契約書第 50 条
- (7)「調査・測量等業務契約書について」（平成 22 年 10 月 29 日付け国空予管第 628-2 号）第 58 条
- (8)「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」（平成 23 年 1 月 17 日付け国営管第 396 号）別冊調査業務請負契約書第 56 条
- (9)「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」（平成 23 年 1 月 17 日付け国営管第 397 号）別冊業務契約書第 46 条
- (10)「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成 24 年 1 月 10 日付け国地契第 64 号、国北予第 28 号）別冊発注者支援業務委託契約書第 51 条
- (11)「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成 24 年 1 月 27 日付け国港総第 577 号）別冊発注者支援等業務契約書第 61 条